

最高裁秘書第2420号

令和3年7月30日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年7月26日に答申（令和3年度（情）答申第10号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和2年度（情）諮問第28号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年3月15日（令和2年度（情）諮詢第28号）

答申日：令和3年7月26日（令和3年度（情）答申第10号）

件名：東京地方裁判所における判決貸出簿の一部開示の判断に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「判決貸出簿（貸出年月日が平成30年中になっているもの）」の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を開示とした判断（以下「原判断」という。）について、苦情申出人が開示すべきとする部分を開示とした判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和3年2月8日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において開示とされた部分（以下「本件開示部分」という。）のうち、出版社名は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条2号イに該当しないといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書のうち「定期的に貸し出しを行う出版社」の「出版社名」欄には、東京地方裁判所において定期的に判決の写しの貸出しを受けている特定の法人の名称が記載されている。このような判決の写しの貸出しに関する事実は、一般に知られているものではなく、当該法人名は、当該各法人が裁判所から定期的に判決の写しの貸出しを受けているという情報収集のノウハウに関する情

報に当たるものである。

したがって、本件対象文書のうち「定期的に貸し出しを行う出版社」の「出版社名」欄に記載されている法人名は、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に相当する。

よって、原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ① 令和3年3月15日 | 諮問の受理               |
| ② 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月11日   | 本件対象文書の見分及び審議       |
| ④ 同年7月16日   | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

1 見分した結果によれば、本件対象文書のうち「出版社名」欄には、東京地方裁判所において定期的に判決書の写しの貸出しを受けている特定の法人の名称が記載されていることが認められ、この記載が公にされた場合には、特定の法人が、特定の裁判所から定期的に判決の写しの貸出しを受けているという競争上の地位が脅かされるおそれがあるといえる。

したがって、本件対象文書のうち「出版社名」欄に記載されている特定の法人の名称は、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に相当すると認められる。

2 以上のとおり、原判断において、本件対象文書のうち苦情申出人が開示すべきとする部分を不開示としたことについては、同部分が法5条2号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

滋

人

正

口

橋

高

員 委 長

員 委 長

子 雅 戶 長

門

員 委 長

別紙

- 1 「★定期的に貸し出しを行う出版社」と題する書面（平成30年1月分及び2月分）
- 2 同（同年3月分及び同年4月分）
- 3 同（同年5月分及び同年6月分）
- 4 同（同年7月分及び同年8月分）
- 5 同（同年9月分及び同年10月分）